

# 15世代

ICHIGO SEDAI



この「イチゴ世代」とは15歳をモジって名づけました。中学3年生はあと数年すると選挙権を得て、選挙を通じて政治に参加する世代になります。さあ、18歳のスタートラインはすぐそこです！

## What?

### 選挙って何だろう？

私たちが毎日の生活の中で思っていることや願っていることを実現するために、私たちの代わりに働く「代表者」を選ぶのが「選挙」です。身近なところでは、学校生活をよりよくするために「生徒会役員」という「代表者」を選ぶ「生徒会役員選挙」も「選挙」です。

そして、私たちの暮らしと深い関わりがあることは、地方自治体や国で決めていて、その代表者を選ぶのが、川崎市長選挙などの地方選挙や衆議院議員総選挙などの国政選挙です。

それでは、昨年執行された川崎市長選挙における年代別投票率や今後どんな選挙が予定されているのか、選挙の流れや投票の方法などについて、一緒に学んでいきましょう。



選挙マスコット「イクン」

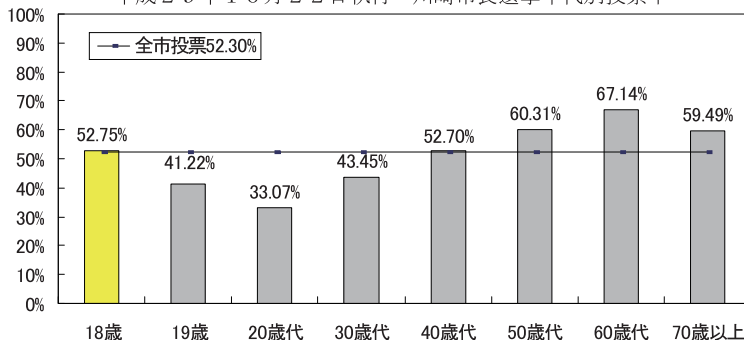
## Data

### 平成29年10月執行の川崎市長選挙等について

川崎市長の任期（4年）が満了することに伴い、**平成29年10月22日に川崎市長選挙が執行されました。**

また、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙（及び最高裁判所裁判官国民審査）、更に川崎区では市議会議員に欠員が生じていたため、補欠選挙も同日に執行されました。

平成29年10月22日執行 川崎市長選挙年代別投票率



川崎市長選挙の年代別投票率を見ると、**18歳の投票率は52.75%**で、全市投票率を上回る結果となりましたが、19歳と20歳代の投票率は全市投票率と比べると低くなっています。

皆さんのような若い世代の人たちも、有権者になる前から政治や選挙に関心を持ち、**積極的に選挙に参加していくことが大切です。**

## Type

### 統一地方選挙について

**平成31年春に統一地方選挙が執行されます。**この選挙は地方公共団体における選挙日程を全国的に統一して実施される地方選挙で、**4年に1度**行われています。川崎市では次の表の選挙が同日に執行される予定です。

選挙の種類	任期	選挙権 (選挙で投票できる人※1)	立候補できる条件
川崎市議会議員選挙	4年	日本国民で年齢満18歳以上であり、引き続き3か月以上川崎市内に住んでいる人	左記の選挙権を持つ年齢満25歳以上の人
神奈川県知事選挙		日本国民で年齢満18歳以上であり、引き続き3か月以上神奈川県内の同一市町村に住んでいる人(※2)	日本国民で年齢満30歳以上の人
神奈川県議会議員選挙		日本国民で年齢満18歳以上であり、引き続き3か月以上神奈川県内の同一市町村に住んでいる人(※2)	左記の選挙権を持つ年齢満25歳以上の人

(※1) 選挙で投票するためには、選挙人名簿の登録が必要となります。

(※2) この下線の要件にあてはまる方で引き続き神奈川県内の他の市町村に住所を移した場合も含まれます。

皆さんも18歳になると有権者となり、上記のような選挙で投票できるようになります。

その時がきたら、自分でしっかりと考え、責任をもって投票ができるように、学校の生徒会役員選挙などで今から準備しておきましょう。

**選挙の流れや投票の方法については裏面を見てみよう！**

選挙の告示

選挙管理委員会が選挙執行を選挙人に知らせます

立候補の届出

選挙管理委員会の選任した選挙長に立候補の届出をします

選挙運動

候補者は一定のルールの中で選挙運動をすることができます

投票日

投票は指定された投票所で決められた期日・時間内に行います

開票

投票箱を開けて候補者ごとの得票数を確かめるため開票所で開票を行います

当選人の決定

候補者ごとの得票数が決まると選挙会で当選人を決定します

Check

候補者選びについて学ぼう！

1つの選挙で投票できるのは、**1人1票**です。

18歳になって投票できるようになった時のために、日頃から社会の動きや政治、選挙などについてよく見ておくことが大切です。

選挙の際には多くの候補者が公約を発表しているので、投票する候補者を選ぶために選挙公報などで確認してみましょう。



選挙公報



選挙運動ポスター

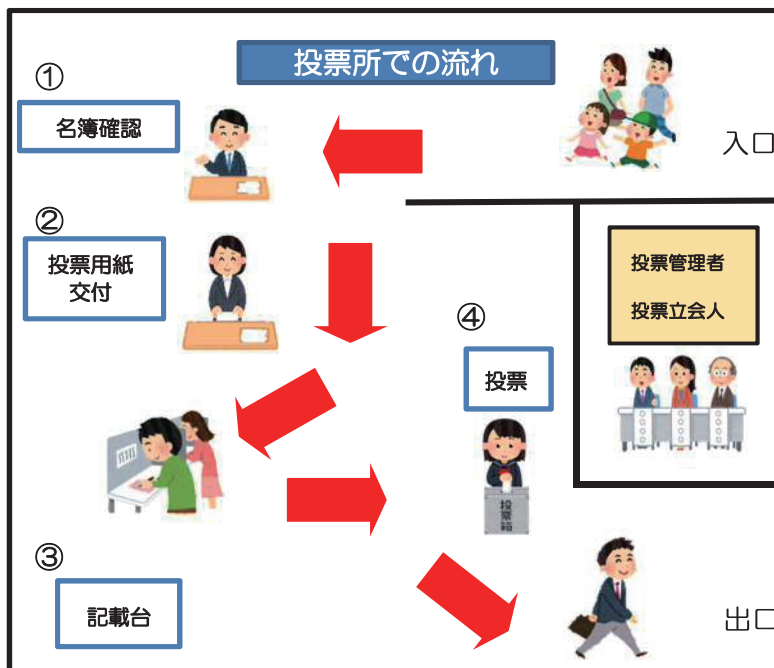


街頭演説

Vote

投票の方法について学ぼう！

投票所での投票は図のように①名簿対照係で選挙人名簿の確認を受けると、②投票用紙交付係で投票用紙が交付されるので、③記載台で投票用紙に候補者名を記入し、④投票箱へ投函するという流れになっています。



**投票は投票日に決められた投票所で投票するのが原則**ですが、仕事や旅行などの都合で投票日に投票できない人は、投票日前に投票できる**期日前投票**などの制度もあります。

また、**18歳未満の人も、投票する保護者などと一緒なら投票所に入場することができます**ので、皆さんも平成31年春の統一地方選挙の際には投票所に行って、実際の投票を学んでみましょう。



18歳になったら選挙に行こうね！

